

NPO法人北本市手をつなぐ育成会
障がい福祉サービス事業所 ふれあいの家

●団体紹介

障がい者総合支援法に基づく障がい者支援施設として、障がいのある方が自立した日常生活を営むことができるよう支援に努めております。

事業の種類と致しましては、

- ① 「ふれあいの家・ふれんどりい」 生活介護型
- ② 「ぽぽろ」 特定相談支援事業
- ③ 「たんぽぽ」 グループホーム

以上、3事業の運営を行っております。

連絡先 048-593-4288 (事務局)

障がいのある方（区分判定を受けられている方）が自立した日常生活を営むことができるように、日常の生活のサポート（生活介護）や、親なき後の地域での生活（グループホーム）などの支援をしております。

また、受給者証に記されたサービスを滞りなく満足に使っていただくためのサービス計画書（サービス等利用計画書）の作成を「ぽぽろ」（特定相談支援所）にて受け付けさせて頂き、地域の方の相談・計画書の作成を行っております。

誰もが「安心安全」に生活を営んで頂けるよう、また、個々人のニーズに合わせて、楽しさや充実感を味わって頂けるよう、各事業所のスタッフ一団となってサポートさせて頂きます。

●活動内容

- ① 「ふれあいの家・ふれんどりい」（生活介護）
 - ・生活するための基本的な介助（食事・トイレ・身辺整理）を支援します。また、日中の活動として、受注作業（紙袋の紐通り、自主生産）、近隣の畑を借用し農園作業、市役所庁舎内での授産品の販売などを行っております。
- ② 「ぽぽろ」（特定相談支援）
 - ・地域（北本・鴻巣・桶川・久喜）にお住まいの障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心してご希望の生活ができるように、主に計画相談のお手伝いをする相談窓口です。
- ③ 「たんぽぽ」（グループホーム）
 - ・住み慣れた地域で安心して生活を営むことが出来るように、少数人数での一戸建て住宅のグループホームが利用できます。利用時間は世話人さんがサポートしてくれます。